

初任者研修（小・中学校）

1 目 的 新任の教諭等に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

2 主 管 総合教育センター研修部(TEL 028-665-7202)

3 校 種 小学校、中学校

4 対 象 新任の教諭等

5 時 間 9:30～16:00（受付9:00～9:30）

6 研修内容等 ※とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)を毎回持参してください。

区分			実施日	研 修 内 容	講師・助言者等／会場
第 1 日			4/3 (木)	講話 「教職員への期待」 説明 「とちぎ教育振興ビジョン（三期計画）」 講話 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 説明 「初任者研修について」	県教委教育次長 総務課職員 教職員課職員 学校教育課職員 総合教育センター職員
				会場：栃木県教育会館	
第 2 日	B D		5/15 (木)	講話 「教員としての心構え」 「人権教育の実践」 「学級経営（１）」 「学習指導（１）」 班別オリエンテーション	総務課職員 総合教育センター職員
	A C		5/20 (火)		会場：総合教育センター
第 3 日	中	C	6/3 (火)	講話 「学び続ける教師の在り方（１）」 「道徳教育」 講話・研究協議 「学習指導（２）」	総合教育センター職員
		D	6/5 (木)		
	小	A	6/17 (火)		
		B	6/19 (木)		
第 4 日			6月～12月 別途計画	教育事務所研修 「先輩が行う授業の参観」 (教育事務所の別途計画)	小・中学校教員 市町教委職員 教育事務所職員
第 5 日			6月～12月 別途計画	教育事務所研修 「指導訪問」 (教育事務所の別途計画)	市町教委職員 教育事務所職員
第 6 日			6月～12月 別途計画	教育事務所研修 「児童・生徒指導」 (教育事務所の別途計画)	市町教委職員 教育事務所職員
第 7 日			6月～12月 別途計画	教育事務所研修 「道徳の時間の授業づくり」 (教育事務所の別途計画)	市町教委職員 教育事務所職員
					会場：教育事務所の指定する会場

第8日			6月～12月 別途計画	選択研修 最終ページを必ずお読みください。	各研修担当者
					会場：各研修会場
第9日	AC		7/1 (火)	講話 「教員のためのメンタルヘルス」 「福祉教育の理解」 説明 「社会福祉施設における研修」 「各施設ごとの研修について」 「宿泊研修に関する事前研修」 班別協議 「とちぎ海浜自然の家における班活動」	医療関係者 県立学校教員 総合教育センター職員
	BD		7/3 (木)		会場：総合教育センター
第10～12日	AC		8/4 (月) ～ 8/6 (水)	《宿泊研修》 実習 「とちぎ海浜自然の家における宿泊研修」	とちぎ海浜自然の家職員 総合教育センター職員
	BD		8/6 (水) ～ 8/8 (金)		会場：とちぎ海浜自然の家
第13日			夏季休業中	《eラーニング研修》 eラーニング 「健康教育」 「教育の情報化」	総合教育センター職員 会場：初任者の勤務校
第14日			8/22 (金)	講話 「教育関係法規」 「児童生徒理解とカウンセリング・マインド」 演習 「カウンセリングの基礎」 研究協議 「学級経営（2）」	教職員課職員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第15日	小	A	9/9 (火)	講話 「総合的な学習の時間」 講話・研究協議 「学習指導（3）」 「学習指導（4）」	総合教育センター職員 会場：総合教育センター
		B	9/11 (木)		
	中	C	9/16 (火)	講話・研究協議 「学習指導（3）」 「学習指導（4）」	
		D	9/25 (木)		
第16日			9月～12月 別途計画	実習 「社会福祉施設における研修」 (各社会福祉施設別途計画)	社会福祉施設職員 会場：社会福祉施設
第17日	小	A	10/21 (火)	講話・研究協議 「学習指導（5）」 「学習指導（6）」	総合教育センター職員 会場：総合教育センター
		B	10/23 (木)		
	中	C	10/28 (火)		
		D	10/30 (木)		

第18日	小	A	11/4 (火)	講話・研究協議 「学習指導（7）」 講話 「幼保小の連携」	総合教育センター職員
		B	11/6 (木)	講話・研究協議 「学級経営（3）」	会場：総合教育センター
	中	C	11/18 (火)	－学校会場授業研究－ 参観・研究協議 「学習指導（7）」	中学校教員 総合教育センター職員
		D	11/20 (木)	講話・研究協議 「学習指導（8）」	会場：中学校
第19日	AC		12/2 (火)	【小中合同】 講話 「特別支援教育の理解」 「学校事故と責任」 【小学校のみ】 講話・研究協議 「学び続ける教師の在り方（2）」 「学習指導（8）」	教職員課職員 総合教育センター職員
	BD		12/4 (木)	【中学校のみ】 講話 「総合的な学習の時間」 講話・研究協議 「学び続ける教師の在り方（2）」 「学級経営（3）」	会場：総合教育センター
第20日	小	A	1/20 (火)	講話・研究協議 「学習指導（9）」 講話 「特別活動」	総合教育センター職員
		B	1/22 (木)	講話・研究協議 「学習指導（10）」	
	中	C	1/27 (火)	講話 「特別活動」 講話・研究協議 「学習指導（9）」	会場：総合教育センター
		D	1/29 (木)	「学習指導（10）」	
第21日				班別発表 「成果と課題」 研究協議 「私の目指す教師像」 説明 「教職2～5年目研修について」 講話 「閉講に当たって」	教育事務所職員 総合教育センター職員
					会場：総合教育センター

- 付 記
- (1) 第4日～第7日の期日及び会場等については、各教育事務所から、追って通知される。
 - (2) 第16日の期日及び会場は追って通知する。
 - (3) 第18日の中学校の会場については、受講者が所属する教科班によって異なるので、会場は追って連絡、説明する。
 - (4) 第2日、第3日、第9日、第10日～第12日、第15日、第17日、第18日、第19日、第20日の期日については、組によって異なるので、期日をよく確認すること。
 - (5) 学習指導（2）～（10）及び学級経営（2）（3）については、班ごとに配布される計画書のもとに行い、内容等の入れ替えがある場合は、担当より説明する。

選択研修について（小・中学校）

初任者研修、教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修、教職 10 年目研修及び教職 20 年目研修においては、それぞれの研修の 1 日を、受講者が自主的・主体的に選ぶ選択研修としています。これは、受講者が自らの能力、適性等に応じて、主体的に各種研修や研究大会等に参加することにより、教職員としての資質や専門性の向上を図ることを目的としています。

1 研修期日

- 初任者研修、教職 10 年目研修及び教職 20 年目研修
6 月から 12 月までの期間に 1 日実施する。
- 教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修
2 年目 4 月から 4 年目 3 月までの期間に 1 日実施する。

2 選定要件

- (1) 自主的・主体的に選んで参加するもので、次の機関または団体等が主催する研修及び研究大会等。
 - ア) 栃木県総合教育センター
開催要項に示されている研修のうち、専門研修 2、専門研修 3、生涯学習研修より選択する。
 - イ) 栃木県教育委員会、各教育事務所、各市町教育委員会、広域行政事務組合教育委員会、各教育研究所
 - ウ) 宇都宮大学及び宇都宮大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校
 - エ) 栃木県小・中学校教育研究会
 - オ) 栃木県連合教育会
- (2) 受講者の能力、適性等の向上に役立つと校長が判断した場合、(1)の機関または団体等以外が主催する研修も認める。ただし、原則として県内のものとする。
- (3) 選択する研修は、半日以上のものとする。研修及び研究大会等が 2 日以上開催される場合、全日程に参加することが条件である。

※ 平成 26 年度より教職 20 年目研修において、選択研修はありません。

◎ 留意点

- (1) 受講者は、校長と協議の上、選定してください。
- (2) 総合教育センターにおける研修の期日との重複を避けてください。
- (3) 教職 2～5 年目研修、養護教諭 2～5 年目研修、学校栄養職員 2～5 年目研修においては、各自が設定した「自主研修の目標」との関連に留意してください。
- (4) 詳細については、それぞれの研修で説明いたします。なお、総合教育センター主催の専門研修 2 については、受講管理の都合により、それぞれの研修の第 1 日より受講申込みの締切りが早く設定されておりますので、専門研修 2 を選択する場合は、申込み期限に注意してください。
- (5) 各研修の提出書類の様式は、総合教育センターホームページのそれぞれの研修のページにある「提出書類様式等ダウンロード」からダウンロードできます。

